

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年1月11日

【四半期会計期間】 第21期第1四半期(自 2018年9月1日 至 2018年11月30日)

【会社名】 日本BS放送株式会社

【英訳名】 Nippon BS Broadcasting Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 兼 CEO 齋藤 知久

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田駿河台二丁目5番地

【電話番号】 03-3518-1800(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員コントローラー兼経営戦略局担当 平山 直樹

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田駿河台二丁目5番地

【電話番号】 03-3518-1900

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員コントローラー兼経営戦略局担当 平山 直樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 第21期第1四半期連結会計期間より、日付の表示方法を和暦表示から西暦表示に変更しております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第21期 第1四半期 連結累計期間	第20期
会計期間		自 2018年9月1日 至 2018年11月30日	自 2017年9月1日 至 2018年8月31日
売上高	(千円)	3,023,040	12,494,143
経常利益	(千円)	439,106	2,425,745
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(千円)	303,293	1,659,015
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	303,293	1,659,015
純資産額	(千円)	16,810,445	16,839,936
総資産額	(千円)	18,950,682	19,208,656
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	17.04	93.19
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	17.03	93.17
自己資本比率	(%)	88.7	87.6

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は、前第1四半期連結累計期間については、四半期連結財務諸表を作成していないため、前年同四半期連結累計期間の主要な経営指標等については記載しておりません。
3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

なお、当社は、前第1四半期連結累計期間については、四半期連結財務諸表を作成していないため、前年同四半期連結累計期間との比較分析は行っていません。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業収益および雇用・所得環境の改善が続くなか、各種政策の効果もあり、景気は緩やかな回復基調となりました。しかしながら、通商問題や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等により、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社を取り巻くBSデジタル放送業界は、デジタル放送受信機の普及に伴い、視聴可能世帯数の割合は全世帯の75.1%（「BS世帯普及率調査」(株)ビデオリサーチ調べ）で推移しており、またBSデジタル放送事業を含む衛星放送メディア分野の広告費は前年比で1.3%の伸長、中でもBS放送の広告費は、前年比で2.9%増と堅調に推移しております（「2017年日本の広告費」(株)電通調べ）。

このような状況下、当社は「質の高い情報を提供することで人々に感動を与え、幸せな社会づくりに貢献します」を経営理念として、「豊かで癒される教養・娯楽番組と中立公正な報道・情報番組を発信し『価値ある時間』を約束します」との経営ビジョンに基づき、良質な番組制作に引き続き邁進いたしました。

2018年10月の番組改編では、良質な番組制作による視聴世帯数の更なる増加を目的として、歴史の定説や通説に現代科学のメスを入れ歴史の新事実を掘り起こす『歴史科学捜査班』、フランス人の美術史家ソフィー・リチャードさんのベストセラー書籍から日本の美術や価値を発見していく美術探索ドキュメンタリー『フランス人がときめいた日本の美術館』、居酒屋探訪家の太田和彦さんが、うまい酒とうまい肴を求めて全国津々浦々に旅する酒場紀行『太田和彦のふらり旅 新・居酒屋百選』の放送を開始いたしました。

また、日本人になじみの薄い国境で生きる人々の様々な人生を描き出す国境エンターテインメント『世界の国境を歩いてみたら・・・』、タレントの島崎和歌子さんが司会を務め、豪華なゲスト歌手が視聴者のリクエストで昭和の名曲を歌い上げる『あなたが出会った 昭和の名曲』、タレントの森口博子さんが司会を務め、幅広い世代のゲストと珠玉のアニソンをオリジナルアレンジでお届けする『Anison Days』等の人気番組は、内容を更に充実しております。

さらに、スポーツコンテンツのより一層の充実を図るため、『平成30年度 全日本学生柔道体重別選手権大会』、『BS11ソフトボール中継 日本女子ソフトボールリーグ』を放送、ローカル局とのコラボレーションでは『京都紅葉生中継2018 明治浪漫あふれる秋の夕べ』をKBS京都と共同製作し放送いたしました。

アニメファンから根強い人気を誇る『ANIME+』において、製作委員会へ出資した『転生したらスライムだった件』、『CONCEPTION』、『火ノ丸相撲』、『青春ブタ野郎はバニーガール先輩の夢を見ない』、『SSSS.GRIDMAN』、『アニメエール!』等を放送したほか、約40タイトル以上のアニメ番組を放送いたしました。

このほか、新たな施策として、当社人気アニソン番組『Anison Days』が文化放送とコラボレーションしたラジオ番組『Anison Days+（プラス）』を文化放送で開始、アニメフィルムフェスティバル東京2018と連携したアニソンライブイベント「Anison Days Festival」を実施したほか、eスポーツ文化発展の支援を目的とした『BS11cup 全日本eスポーツ学生選手権大会』を当社主催で実施いたしました。

2018年11月11日には「開局11周年イレブンの日」と銘打って、今後ますます多様化し進化を遂げるスポーツのあり方を討論する『スポーツの未来～Sports Evolution～』、eスポーツ大会における選手たちの熱い戦いの様子をお届けする『BS11cup 全日本eスポーツ学生選手権大会2018』を放送、特別番組にも積極的に取り組みました。

費用面につきましては、引き続き番組関連費用等の効率的なコントロールに努めながら、番組宣伝のための施策として、全国紙・WEBへの広告出稿を戦略的に実施したほか、首都圏主要駅への看板掲出など、様々な媒体を活用した広告宣伝施策を実施いたしました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は3,023,040千円となりました。営業利益は437,135千円、経常利益は439,106千円、親会社株主に帰属する四半期純利益は303,293千円となりました。

財政状態の状況

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ257,973千円減少し、18,950,682千円（前連結会計年度末比1.3%減少）となりました。主な要因は、現金及び預金が254,715千円減少したことによるものであります。

当第1四半期連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ228,483千円減少し、2,140,236千円（前連結会計年度末比9.6%減少）となりました。主な要因は、未払法人税等が285,711千円減少したことによるものであります。

当第1四半期連結会計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べ29,490千円減少し、16,810,445千円（前連結会計年度末比0.2%減少）となりました。主な要因は、利益剰余金が前連結会計年度の期末配当338,251千円の支払により減少したものの、親会社株主に帰属する四半期純利益303,293千円の計上によるものであります。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

(4) 主要な設備

当第1四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前連結会計年度末における計画の著しい変動はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	56,000,000
計	56,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2018年11月30日)	提出日現在発行数(株) (2019年1月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	17,804,032	17,804,032	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	17,804,032	17,804,032		

(注) 2018年11月20日付で新株予約権(ストック・オプション)の権利行使があり、提出日現在の発行済株式総数が1,200株増加しております。なお、提出日現在発行数には、2019年1月1日から本四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回新株予約権

決議年月日	2018年11月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く)4
新株予約権の数(個)	46(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,600(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1(注)2
新株予約権の行使期間	2018年11月29日～2048年11月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,190 資本組入額 595
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

新株予約権の発行時(2018年11月28日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権 1個につき目的となる株式数は、100株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の株数は、これを切り捨てる。

2. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記

に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

表中の新株予約権の行使期間に定める期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、

表中の新株予約権の行使期間に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

表中の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

新株予約権の行使条件

表中の新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

新株予約権者が権利行使をする前に、表中の新株予約権の行使条件の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年9月1日～ 2018年11月30日 (注)	1,200	17,804,032	738	4,183,936	736	3,517,726

(注) 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2018年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,798,000	177,980	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 4,732		
発行済株式総数	17,802,832		
総株主の議決権		177,980	

(注) 1. 「単元未満株式」の「株式数」の欄には、当社所有の自己株式34株が含まれております。

2. 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないことから、直前の基準日(2018年8月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

2018年11月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本BS放送株式会社	東京都千代田区神田駿河台 二丁目5番地	100		100	0.00
計		100		100	0.00

(注)上記のほかに単元未満株式として自己株式34株を所有しております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

なお、当社は、前第1四半期連結累計期間については、四半期連結財務諸表を作成していないため、比較情報を記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2018年9月1日から2018年11月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2018年9月1日から2018年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年8月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,604,440	9,349,724
受取手形及び売掛金	2,190,656	2,155,393
たな卸資産	269,609	328,382
その他	51,141	46,875
貸倒引当金	1,530	1,430
流動資産合計	12,114,317	11,878,946
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2,407,197	2,385,331
土地	4,034,756	4,034,756
その他(純額)	264,579	258,596
有形固定資産合計	6,706,533	6,678,685
無形固定資産	17,812	18,269
投資その他の資産	369,992	374,780
固定資産合計	7,094,338	7,071,735
資産合計	19,208,656	18,950,682
負債の部		
流動負債		
買掛金	501,975	597,199
短期借入金	480,000	530,000
1年内返済予定の長期借入金	11,100	11,100
未払法人税等	443,639	157,927
返品調整引当金	37,890	16,388
その他	791,084	730,572
流動負債合計	2,265,688	2,043,189
固定負債		
長期借入金	13,000	10,225
退職給付に係る負債	66,150	68,209
その他	23,881	18,613
固定負債合計	103,031	97,047
負債合計	2,368,720	2,140,236

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年8月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年11月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,183,198	4,183,936
資本剰余金	3,516,989	3,517,726
利益剰余金	9,134,730	9,099,772
自己株式	139	143
株主資本合計	16,834,778	16,801,292
新株予約権	5,157	9,153
純資産合計	16,839,936	16,810,445
負債純資産合計	19,208,656	18,950,682

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自2018年9月1日 至2018年11月30日)
売上高	3,023,040
売上原価	1,614,491
売上総利益	1,408,549
販売費及び一般管理費	971,414
営業利益	437,135
営業外収益	
受取利息	0
その他	3,539
営業外収益合計	3,540
営業外費用	
支払利息	1,503
その他	65
営業外費用合計	1,568
経常利益	439,106
税金等調整前四半期純利益	439,106
法人税、住民税及び事業税	139,364
法人税等調整額	3,552
法人税等合計	135,812
四半期純利益	303,293
非支配株主に帰属する四半期純利益	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	303,293

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自2018年9月1日 至2018年11月30日)
四半期純利益	303,293
四半期包括利益	303,293
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	303,293
非支配株主に係る四半期包括利益	-

【注記事項】

(追加情報)

当第1四半期連結累計期間
(自 2018年9月1日 至 2018年11月30日)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第1四半期連結累計期間
(自 2018年9月1日
至 2018年11月30日)

減価償却費	51,347千円
-------	----------

(株主資本等関係)

当第1四半期連結累計期間(自 2018年9月1日 至 2018年11月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年11月13日 定時株主総会	普通株式	338,251	19.00	2018年8月31日	2018年11月14日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループには、BSデジタル放送事業以外の重要なセグメントがないため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年9月1日 至 2018年11月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	17円04銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	303,293
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	303,293
普通株式の期中平均株式数(株)	17,802,842
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	17円03銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	4,203
(うち新株予約権(ストック・オプション)(株))	4,203
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年1月11日

日本BS放送株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 末 村 あ お ぎ 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 道 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本BS放送株式会社の2018年9月1日から2019年8月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2018年9月1日から2018年11月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2018年9月1日から2018年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本BS放送株式会社及び連結子会社の2018年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。